

- (八) 支那國民黨政府ヲ即時承認セヨ
 - (九) 吾々ハ一週一日ノ休養ヲ要求ス
 - (十) 吾々ハ交通事故特別裁判法ノ制定ヲ要求ス
 - (十一) 吾々ハ研作權ノ確立ヲ要求ス
 - (十二) 吾々ハ居住權ノ確立ヲ要求ス
 - (十三) 吾々ハ學術研究ノ自由ヲ要求ス
 - (十四) 吾々ニ政治的自由ヲ與ヘヨ
- ④ 建築労働者ニ工場法ヲ適用セヨ
- 2、大阪労働組合會議執行機關確立ノ件
- 次回委員會ニ於テ協議スルコト
- 3、大阪煙草労働組合脱退ノ件
- 辻井安太郎ヨリ其脱退理由トシテ官業労働向上會ノ關係ニ依リ止ムナク脱退セザルベカラザル意味ヲ述べ滿場一致之ヲ承認セリ